

第9回 風連町・名寄市合併協議会基本項目等検討小委員会 協議事項幹事会提案

日 時:平成16年 9月13日(月)午後6時より
会 場:風連町役場3階 大会議室

継続協議事項

1. 地方税の取扱(B - 6)

提案理由：風連町と名寄市の財政状況を見ると、一般財源である市税を削減できる状況にないと言えます。合併によるスケールメリットを活かし人件費の抑制や維持管理コストの削減をすることは当然のこととして、引き続き地方交付税の削減や、この度の臨時財政対策債の大幅引き下げの状況を見ると現状の住民サービスを少しでも長く維持するためにも安定的財源の確保は不可欠であります。合併時に賦課内容を統一するのが理想ではありますが、市民負担を考慮し激変緩和措置を取り入れて次のとおり提案することとします。

地方税の取扱に対する幹事会提案

2 市町間で差異のある地方税について次のように取り扱うものとする。

都市計画税については、名寄市の例による。ただし、風連町区域に係る用途地域指定については、平成22年度までに新市において調整を図る。

2 市町で差異のある法人市民税均等割及び軽自動車税については名寄市の例による。ただし、軽自動車税については合併特例法第10条の規定を適用し、合併年度及びこれに引き続く4年間は現行の額を採用し、5年目に標準税率の1.1倍とし、6年目に統一する。

各税の納期は新たに設定するものとし、軽自動車税は6月、個人市民税は6、8、10、12月、固定資産税については5、7、9、11月、それぞれの月の16日から月末までを納期とする。

2. 国民健康保険事業の取扱(C - 6)

提案理由：国民健康保険税は目的税であるため、国保加入者全体の給付額（医療費等）を推計し、それに見合った保険料を決定しています。風連町と名寄市の合併は、17年度末(18年3月)に予定していることから、17年度は両市町の制度のままとします。18年度においては、新市において国民健康保険運営協議会を新たに設置し、国民健康保険事業全体の答申を受け、新市の市議会において議決され事業が決定されることとなります。したがって、事業の統一は19年度からとなりますが、保険給付事業、及び検診等の保健事業は加入者の健康向上を図ることから、加入者にとって有利な名寄市の例を基本に調整することとします。

国民健康保険事業の取扱に対する幹事会提案

国民健康保険税の税率及び賦課方式は、合併特例法第10条の規定を適用し、合併する年度及び翌年度においてはそれぞれ現行のとおりとする。なお、新市において国民健康保険運営協議会を設置し新たな保険税率の検討を行うものとする。

保険給付事業及び保健事業については、加入者負担の少ない方に統一する。

3. 介護保険事業の取扱(C - 7)

提案理由：高齢者全体に対する施策を総合的に推進するため、3年間の介護保険事業計画と高齢者保険医療福祉計画を一体的に策定し、保険料や実施事業内容を設定しています。名寄市と風連町は共に平成15年度から17年度までの第2期事業計画が終了することから、18年3月議会でそれぞれ翌18年度から3年度分の第3次事業計画を議決し備えておく必要があります。しかし、合併して新市になりますから、風連町介護保険事業等検討委員会と名寄市保健医療福祉推進協議会を再編した組織で、速やかに新市の介護保険事業計画を策定した上で、適正な保険料を算定し統一を図るとする提案をするものです。

介護保険事業の取扱に対する幹事会提案

保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な統一した保険料を設定する。ただし、合併年度及び翌年度については、現行のとおりとする。

給付事業の内容は新市の計画が施行されるまでの間、名寄市の例による。

新規提案協議事項

4. 一部事務組合等の取扱(B - 5)

提案理由：一部事務組合等に対する取扱については特別地方公共団体であるもので加入や脱退の際に都道府県知事の許可を要し、協議に際しても当該構成市町村の議決を要するものと、当該組合に対し脱退、加入の手続きと規約の変更で済む協議会や機関の共同設置及び事務委託に係わるものに区分されます。何れも元の組合に対しては脱退届けを行い、合併後も引き続き当該組合等で事務を処理するかを決定する必要があるとされています。(機関の共同設置：名寄市外2組合公平委員会、名寄地区介護認定審査会 協議会：上川北部地区広域市町村圏振興協議会 以外は一部事務組合)

一部事務組合等の取扱に対する幹事会提案

- 一部事務組合については、合併の前日をもって当該組合から脱退し、新市において合併の日に参加する。ただし、風連町が加入している北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償組合、全国町村議会議員共済会北海道支部については、合併の前日を以て当該組合から脱退する。

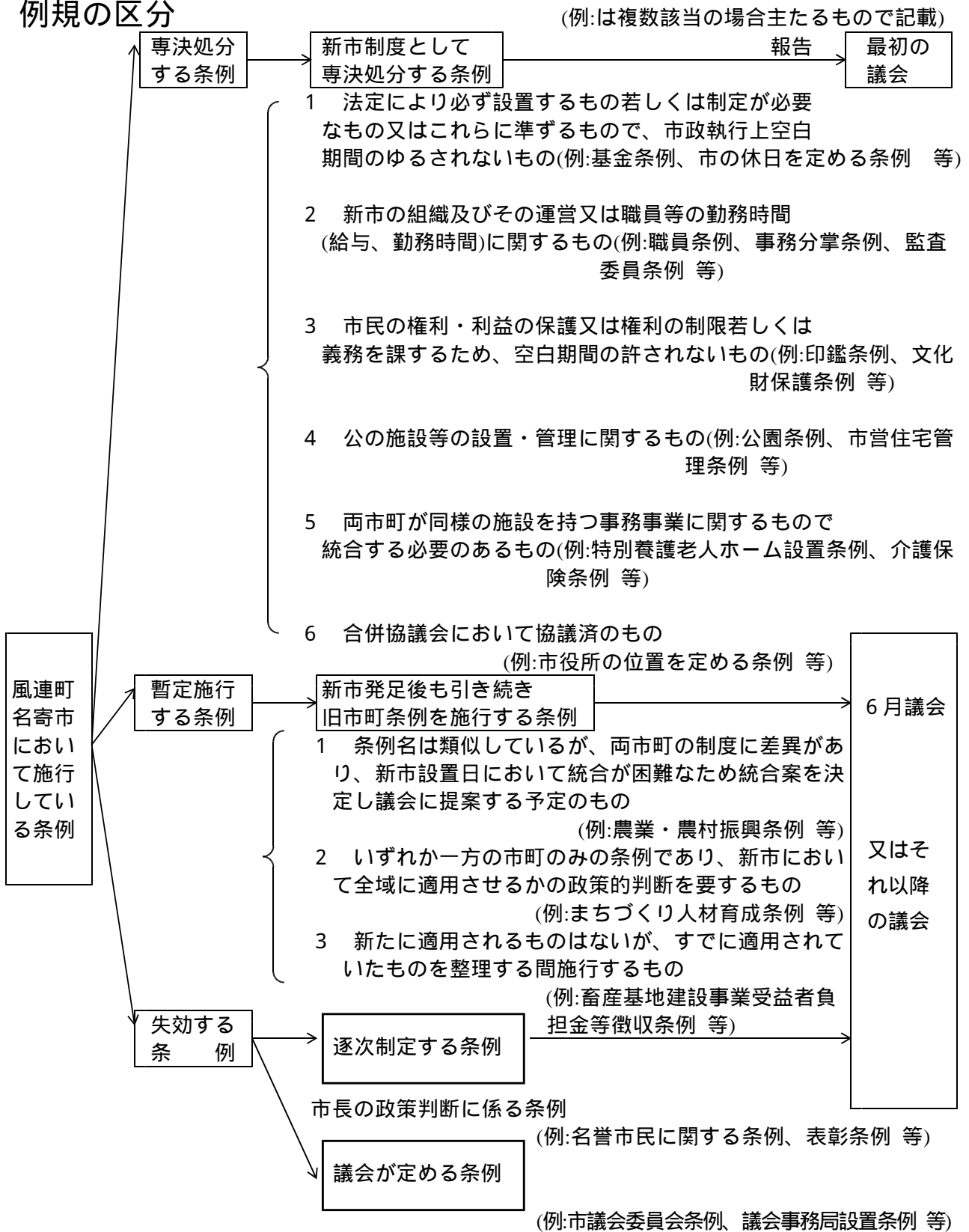
北海道市町村総合事務組合、北海道町村議会議員公務災害補償組合=現名寄市において「議会の議員その他非常勤及び臨時の職員の公務災害補償等に関する条例」があり、新市においても同趣旨の条例を策定する。

全国町村議会議員共済会北海道支部=全国市議会議員共済会への加入となることによる。

5. 条例・規則等の取扱いについて(C - 2)

提案理由：新設合併により関係市町村の法人格が消滅することに伴い、施行されていた条例・規則は全て効力を失うこととなります。新市に適用される条例・規則の整理の仕方について定める必要があることから、整備の方向性について提案するものです。

例規の区分



— 条例・規則等の取扱に対する幹事会提案

条例・規則の制定に当っては、合併協議会で協議・承認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により整備するものとする。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの。

合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

6．事務組織及び機構の取扱について(C - 3)

提案理由：風連町と名寄市の合併では、両方の庁舎を有効活用し、地域特性を考慮して市役所機能を分担した組織・機構とすること。更に直接住民サービスを行う部門については適正配置を行い必要な機構を分散して配置する事を基本に、第4回基本項目等検討小委員会において新市機構の分担・分散型の案を示したところです。この機構に対する基本的考え方と整備方針を提案するものです。

— 事務組織及び機構の取扱に対する幹事会提案

新市の組織は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。

新市の事務組織及び機構は、「新市における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備する。

--- 新市における事務組織・機構の整備方針 ---

- ア 両方の庁舎を有効活用し、市役所機能を分担した組織・機構
- イ 地方分権における行政課題に的確に対応できる組織・機構
- ウ 住民の声を反映できる組織・機構
- エ 住民が利用しやすい組織・機構
- オ 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構
- カ 簡素で効率的な組織・機構

7．町名・字名の取扱について(C - 4)

提案理由：町名・字名については、合併時の混乱を最小限にとどめる意味からも、できる限りそのまま使用するのが一般的であります。風連町と名寄市には共に「字日進」の字名がありますが風連町は合併特例区を取り入れるため住居表示を冠することとなり、同名となる混乱を回避する調整までは必要ないとして次のように提案するものです。

— 事務組織及び機構の取扱に対する幹事会提案

- ・ 2市町の区域内の町・字の区域及び名称は、基本的に従前のとおりとする。ただし、これにより難しい場合については、必要に応じ、新市において変更を行うこととする。